

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	私学・高等教育課	整理番号	5-4
許認可等の種類	学校法人の解散の認可又は認定			
根拠法令条例等・条項	私立学校法第50条第2項			
許認可等の概要	学校法人の解散の認可又は認定			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	未設定(過去に処分の先例がなく、法令の定め以上に具体化された基準設定が困難であるため)			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	未設定(過去に処分の先例がなく、法令の定め以上に具体化された基準設定が困難であるため)			
期間の制定根拠	—			